

綾部市森林整備計画（変更）案への意見募集結果について

募集期間 令和7年2月12日（水）から3月4日（火）まで

提出人数 1名

意見件数 4件

意見及び意見に対する市の考え方

	項目	意見（原文）	ご意見に対する市の考え方
1	綾部市森林整備計画（変更）の理由	1 今次の綾部市森林整備計画（以下、「本計画案」と略す。）は、現行計画（P 3～13）の変更計画案とされているが、変更理由と変更内容が示されていない。本計画案は市民の森林整備計画に対する評価にも影響を与えるので、計画案冒頭において変更理由等を特記すべきと思う。記述しない理由を問う。 2 本計画案をみると、森林法の規定に基づき記載必要事項を網羅的に記述してはいるが、事務事業の展開につき ①本市全体、②地域（旧村）ごとの重点事業等が整理されていないため印象に残りづらく市民特に、林家において森林整備の指針とし難い計画案と思う。計画案において、市が重点的に整備を推進する事務事業について、本市全体、地域ごとに整理した期中の計画量を一覧表にして示すことができれば市民、林家に寄り添った計画案になると思うが、そのような計画案にできない理由を問う。	1 市町村森林整備計画の計画事項は、森林法に定められており、記載事項の考え方や様式、内容についても、国からの通達で示されています。ご意見をいただいている計画の変更理由については、記載すべき事項ではないことから、記載していないものです。 なお、次回の変更にあたっては、パブリックコメント時に変更理由等をお知らせできるよう検討します。 2～4 市町村森林整備計画は、森林のゾーニングやゾーニングに応じた森林施業の方法、路網や施設の整備の考え方等を定める長期的な視点に立った「森林づくりの構想」であり、森林経営計画や伐採・造林の届出制度等により、森林整備計画に即した森林施業を担保するものです。従って、綾部市が推進する事務事業や数値目標については、計画事項としておりません。

		3 本計画案は森林法の規定に基づき策定する綾部市の民有林に係る実態等を踏まえた特有の整備計画であるが、その成否は最終的に納税者の負担に影響を与える。本計画案をみると、全編を通じて期中の事務事業成果（数値）目標の設定や費用対効果の事前評価を避けているように思う。国及び京都府の指導によるものか、問う。 4 上記3の趣旨から、本計画案で示す林道網等の事務事業の評価が可能となる成果（数値）目標等を設定するとともに、費用対効果を勘案し、本計画案をつくり直すべきと思う。見解を問う。	
2	森林における作業路網の整備	森林における作業路網の整備は生産コストの低減化による収益の最大化を図る観点から極めて重要であり、その整備に係る費用対効果の事前評価とともに期中の進行状況の把握など適切な管理が重要と思う。 今次の本計画案Ⅱ第7－3（作業路網の整備に関する事項）を見ると、計画期間内（前半5か年）に開設－2線3.1キロメートル、拡張（改良）－4線20.1キロメートル、拡張（舗装）－21線23.5キロメートルの基幹路網の整備が計画化されている。そこで、 1 本計画案の策定に当たって、前半5か年の路網整備につき ① 各計画線に係る費用対効果の事前評価は行われたかまた、 ② 各線の進捗評価が行われたか否か、問う。 是とする場合、各線の進捗率（実績／計画延長×100パーセント）を問う。否とする場合、理由いかん。	費用対効果分析については、国の補助事業の採択を受けた年度に、開設予定路線の全線に係る計画を策定し、当該計画に中に記載することとなっています。作業路網の事業計画時に費用対効果の評価を行います。「基幹路網の開設・拡張に関する計画」に記載された路線が採択され次第、計画策定に必要な路網全体の調査を実施し、適正な事業執行に努めてまいります。 また、ご指摘のあった計画の進捗に関しまして、作業路網の整備により、適正な森林整備と生産コストの低減を図るため、予算の確保に努めてまいります。

		2 進捗率が50パーセントに達していない場合、原因と今後の見通しを問う。	
3	有害鳥獣の駆除、防除	本市が行う有害鳥獣の駆除、防除は農家・林家の生産意欲の維持向上はもとより地域住民の安全確保のためにも必要かつ重要な施策だと思う。そのため本計画案のⅢ第1－1（鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法）において、鳥獣害防止森林区域を設定しニホンジカに対し防護柵の設置等により植栽林の保護措置を講じるとともに捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとした、Ⅲ第2－2（鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く））において、農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえ、捕獲や防護柵の設置等計画的・広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進するとしている。そこで 1 本計画案で定める鳥獣害防止森林区域の設定状況をみると、本市の森林整備計画の対象となる全民有地（林班）が森林地区に設定済とみられ、市が別途定める「綾部市鳥獣被害防止計画（令和5年度～令和7年度）」と本計画案が混然一体となって有害鳥獣対策が進められていると認識できる。 市の有害鳥獣対策は予算上、「野生鳥獣被害総合対策事業」に集約され令和7年度当初予算（歳出案）は31,669千円。中丹地域有害鳥獣処理施設運営費及びクマ対策果樹等伐採事業費を加えると33,042千円になる。また、綾部市鳥獣害防止計画から令和7年度の被害軽減目標値は、16,784千円（イノシシ、ニホンジカ等5獣による被害額。令和4年度現在値23,995千円）とされ7,211千円の軽減効果（基	いただきましたご意見の有害鳥獣の駆除対策につきましては、重要な課題であると認識しているところですが、森林整備計画の主な目的は森林の整備・保全に関する方針を示すもので、今回の変更の範囲外となりますのでご理解をいただきますようお願いいたします。 なお、有害駆除に関するご意見につきましては、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。

		準年令和4年度)を得るためその4.5倍の33,042千円を投資することに疑問がある。見解を問う。 2 野生鳥獣被害総合対策事業の内訳は不詳であるが、金額の多くは綾部猟友会へ支払われる駆除委託費及び駆除報償費(ハンターに対する駆除報奨金(猟友会経由))と思われる。そこで、 i 綾部猟友会に対する ア 駆除委託内容と委託金額(過去5年間の決算額)及び イ ハンターに対する駆除報奨金の支払い金額(過去5年間の決算額)を問う。 ウ ア及びイの支払いは区分してなされているか、問う。 ii 綾部猟友会に対する ア 駆除委託業務について、監査委員監査は行われているか、問う。同様に イ 監査委員による行政監査は行われているか、問う。 iii ア、イ について、監査結果が公表されている場合、指摘内容を問う。未公表の場合、公表すべきと考えるがどうか、問う。 iv 綾部市は綾部猟友会に対する有害鳥獣の駆除委託について、市長の有害鳥獣許可を含め権限委任しているかどうか、問う。 3 綾部猟友会に対する駆除委託業務について同会は、 i ハンターから有害鳥獣許可申請依頼(猟友会が代行)を	
--	--	--	--

		受けた際、捕獲対象区域をハンターの居住区域内（旧村）に限定するよう指導を行っているが、市の指導に基づく措置か、問う。また、この措置は有害獣の駆除推進の阻害要因と思う。見解いかん。 ii 上記 i の実態から水死、本市の有害鳥獣駆除は延々として進まないと考えられるので、同会に対する委託につき解除を含め検討すべきと思う。見解を問う。 iii 許可申請は綾部猟友会を迂回せずハンターが直接、行うことができるよう駆除システムの改善を図るべきと考える。見解を問う。 4 有害鳥獣駆除対策について、綾部猟友会を通じた現行の有害鳥獣駆除対策は既述のとおり、適切を欠く運用がなされていることから、森林や農産物の被害を受けた林家や農業者等を支援し、再生産への意欲を醸成する観点から、被害態様等に応じ再生資金の直接支払いを可能とする制度改善を行うべきと思う。見解を問う。	
4	森林経営管理制度	森林経営管理制度の活用及び施業森林の集積等につき、それぞれ本計画案Ⅱ第5－4（新たな森林経営管理制度の活用に関する事項）（16P）及び同Ⅴ第6（森林経営管理制度に基づく事業に関する事項）（24P）において概要が示されている。本市では、森林環境整備譲与税を活用し本制度が運用されまた今後、新たに発足した森林環境税の譲与の上乗せによって森林環境整備譲与税による森林整備が一層、推進されると思われる。	ご意見をいただきましたとおり、本計画では森林経営管理制度及び森林環境譲与税の活用の方針を示すものとしての位置づけとして記載をしております。森林経営管理制度の進捗等や譲与税の活用内容については法律により公表することとなっておりますので、当市ではホームページ上で各情報を公開しております。

		そこで、 1 森林経営管理制度の歴史が浅く試行錯誤の状況と思うが、森林環境整備譲与税の活用による間伐や森林災害防止等事業が行われ、実績は積み重なりつつある。しかし本計画案を見ると、i 本制度に基づく事業実績や期中の達成目標（間伐等数値目標）等が示されておらず、評価も行われていない。見解を問う。また、ii 本制度に基づく事業中、森林環境整備譲与税の活用によってなされた事業についても i 同様に何も示されていない。見解を問う。iii 森林環境整備譲与税は森林整備に充てられる税として創設され、その用途は公開されることとされ本誌においては別途、公開されている。しかし、森林法に基づく民有林整備の基本計画たる本計画案において、何故か森林経営管理制度や森林環境整備譲与税の活用によってなされた本制度に係る事業実績や目標等の情報は上記 i 及び ii のとおり何も記述されておらず方針等を示すにとどまっている。市民は、森林環境整備譲与税等の納付の反射的利益を受けるべく本市の森林整備に係る計画の最高位たる綾部市森林整備計画においてそれら情報の大要が記載されてしかるべきと考えと思う。「どこそこの計画をご覧ください。」「国や京都府から指示されておりません。」等々の答弁では行政への信頼も得られないと思う。本計画案に i 及び ii の情報を盛り込んだ上、計画案を再提示すべきと思う。見解を問う。 2 本制度への森林環境整備譲与税の投入は森林整備に係る喫緊の課題への対処に有効であるが、その運用につき多分に専	1 当市では、森林経営管理制度に係る目標として、別途長期計画等を定め、市による経営管理権の集積を進めておりますので、本計画では評価の対象外としております。 計画の内容は下記ホームページの記事に掲載をしております。 「森林経営管理制度と森林環境税・森林環境譲与税」 https://www.city.ayabe.lg.jp/0000001739.html 2 ご意見いただきました内容については、当市では林業事業体やコンサル等の様々な事業体に業務委託を行いながら森林整備等を進めているところです。譲与税の用途や、取り組みについては、下記のホームページの記事に掲載をしております。 「森林環境税及び森林環境譲与税の用途の公表」 https://www.city.ayabe.lg.jp/0000001740.html 「綾部市の森林環境譲与税を活用した取り組みについて」 https://www.city.ayabe.lg.jp/0000005049.html 3 いただきました内容については、当市でも重要な事項であると考えております。当市では、令和6年度より、森林環境譲与税を活用した事業と
--	--	---	--

		門技術的な課題や森林所有者との対話への壁なしとしない。内容に応じてコンサルや地区住民との接所機会の多い森林組合、シルバー人材センター等に対し、森林地図データの作成、森林情報の収集、地元説明会、アンケートによる以降把握等々につき外部委託を積極的に進めるべきと思う。そこで、 i 本制度の運用に係る業務の委託状況を問う。 ii 本計画案において外部委託の実績及び業務の迅速化を図る観点から、外部委託の目標を設定するべきと考える。見解を問う。 3 森林環境税の創設されたことにより、本誌の森林環境整備譲与税収入は漸次、増加が見込めると思う。しかし、譲与金は貯めることが目的ではない。需要に応じて幅広く、積極的に活用する観点から、技術研修会等を通じた林業従事者の育成や林業従事者の周年稼働を可能とする支援等、ソフト事業の導入にも積極的に実施すべきと思う。見解を問う。	して「みんなで守る綾部の山林事業」を実施しており、そのメニューの中で林業事業者を育成するための研修等を実施しています。
--	--	---	--